

同 志 社 香 里 同 窓 会 (紫 翠 会) 会 則

第 一 章 総 則

第 1 条 本会は同志社香里同窓会(紫翠会)と称する。

第 2 条 本会は会員相互の交誼を厚くし、同志社香里中・高等学校と、会員との関係を密接にし、学校の発展を助けることを目的とする。

第 3 条 本会は事務所を 寝屋川市三井南町15番1号 同志社香里中・高等学校内に置く。

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1 会員名簿の作成ならびに発行
2 同志社香里中・高等学校の援助
3 その他本会の目的を達成するための事業

第 5 条 本会は総会の議決をもって支部を置くことができる。

第 二 章 会 員

第 6 条 会員を分けて正会員と特別会員とする。

1 正会員は第二山水中学校、香里中学校、同志社香里中・高等学校を卒業したもの、又は在学したことがある者で理事会において会員として承認された者。
2 特別会員は上記の学校の現旧教職員とする。

第 7 条 正会員は入会金 5,000 円、終身会費 10,000 円を納めるものとする。

第 三 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員を置く。
名誉会長、直前会長、相談役、会長、副会長、常任理事、理事、会計、書記、会計監査、顧問。

第 9 条 名誉会長は現職校長がこれにあたり、同窓会に助言を与えることができる。

直前会長は会長を直前に辞したものがこれにあたり、同窓会に助言を与えることができる。

会長は理事会において正会員中より選出され、総会の承認を得る。

相談役、副会長、常任理事、会計、書記は会長が正会員中より指名し理事会の承認を得る。

理事は正会員より年度別に2名以上選出するものとする。

顧問は本校教職員より、理事会によって委嘱される。

第 10 条 役員の任期は選出された年の12月より始まり、任期終了年の11月末日に終わる2ヶ年とし、再任を妨げない。

(直前会長の任期は2ヶ年を原則とする。)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を総括し定期総会及び理事会の議長となる。

相談役はその経験や見識を用いて同窓会に広く助言を与える。

副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。

常任理事は第4条達成のため会長、副会長を補佐し、その実務にあたる。

理事は会長及び会計監査を選出し、相談役、副会長、常任理事、会計、書記の承認、その他重要事項の審議に当る。

顧問は本会運営の全般に亘り助言を与える。

第四章 諸会合

第 12 条 総会は会員によって構成し定期総会及び臨時総会を置く。

定期総会は2年に1回開き、会長が議長の任に当る。

臨時総会は理事会が必要と認めたとき、あるいは、正会員の200名以上の要請があったときこれを開き議長はその都度互選で決める。

第 13 条 理事会は次の事項を定期総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 事業報告及び収支決算並びに会計監査
- 2 事業計画及び収支決算

3　その他理事会が必要と認めた事項

第 14 条 総会の議決は出席会員の過半数で可決し、可否で同数である時は、議長の決するところによる。

第 15 条 理事会は第8条に定めた役員より構成される。

理事会は総会において決議された事項及び第4条に定められた諸事業を実行する。

理事会は会長が必要と認めた時、これを召集することができる
又、3分の1以上の理事の要請があったときはひらかなければ
ならない。

第五章　会計

第 16 条 本会計は終身会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第 17 条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月末日迄とする。

第 18 条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の決議をもって
改正することができる。

(第17条：平成15年11月1日　総会にて改定)

(第8条、第9条、第10条、11条：平成25年11月17日　総会にて改定)